

労働者向けアンケート修正案

新宿区公契約条例に関するアンケート（案）（労働者向け）

該当するものを選択し、✓をつけてください。（□をクリックすると☑になります。）

問1 あなたが働いている業種を教えてください。

- | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 工事 | <input type="checkbox"/> 2. 業務委託、設計等 | <input type="checkbox"/> 3. 指定管理協定 |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|

問2 公契約条例の適用案件（以下「適用案件」といいます。）では、区が定めた労働報酬下限額（別表のとおり）以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 知っている ⇒問3へ |
| <input type="checkbox"/> 2. 知らなかった ⇒問4へ |

問3 問2で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。 |
| <input type="checkbox"/> 4. 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。 |
| <input type="checkbox"/> 5. その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。） |

内容記入欄	
-------	--

問4 現在の労働報酬下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切でないと思われる場合は、その理由をご記入ください。

- | |
|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 適切だと思う。 |
| <input type="checkbox"/> 2. 適切だと思わない。 |

理由記入欄	
-------	--

問5 適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事例があれば「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにもその旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 知っている。 ⇒ 問6へ |
| <input type="checkbox"/> 2. 知らなかった。 ⇒ 問7へ |

労働者向けアンケート修正案

問6 問5で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 1. 職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。	
<input type="checkbox"/> 2. 職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。	
<input type="checkbox"/> 3. 勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。	
<input type="checkbox"/> 4. 新宿区のホームページやリーフレット等で知った。	
<input type="checkbox"/> 5. その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。）	
内容記入欄	

問7 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながるとお考えですか。また、その理由をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 1. そう思う。	
<input type="checkbox"/> 2. そう思わない。	
<input type="checkbox"/> 3. どちらともいえない。	
理由記入欄	

問8 適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは業務の質の向上につながるとお考えですか。また、その理由をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 1. そう思う。	
<input type="checkbox"/> 2. そう思わない。	
<input type="checkbox"/> 3. どちらともいえない。	
理由記入欄	

問9 公契約条例についての考えやご意見やご要望等をご自由にご記入ください。

記入欄	
-----	--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの結果につきましては、区の業務を支える労働者の皆様の貴重なご意見としてお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。

令和3年度労働報酬下限額について（労働者向けアンケート問2）

1 工事請負契約

（単位：円／1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	22,230	27	普通船員	21,690
02	普通作業員	19,440	28	潜水士	37,260
03	軽作業員	14,040	29	潜水連絡員	26,280
04	造園工	19,440	30	潜水送気員	25,650
05	法面工	24,390	31	山林砂防工	24,210
06	とび工	25,110	32	軌道工	42,030
07	石工	24,570	33	型わく工	23,670
08	ブロック工	22,770	34	大工	23,040
09	電工	23,130	35	左官	24,930
10	鉄筋工	24,840	36	配管工	21,150
11	鉄骨工	23,130	37	はつり工	22,590
12	塗装工	26,280	38	防水工	26,910
13	溶接工	28,170	39	板金工	25,740
14	運転手（特殊）	22,140	40	タイル工	25,200
15	運転手（一般）	18,270	41	サッシ工	23,130
16	潜かん工	27,360	42	屋根ふき工	25,740
17	潜かん世話役	32,220	43	内装工	25,200
18	さく岩工	27,810	44	ガラス工	23,130
19	トンネル特殊工	26,460	45	建具工	25,200
20	トンネル作業員	22,320	46	ダクト工	20,610
21	トンネル世話役	30,240	47	保温工	20,430
22	橋りょう特殊工	27,360	48	建築ブロック工	24,570
23	橋りょう塗装工	28,080	49	設備機械工	20,700
24	橋りょう世話役	32,040	50	交通誘導警備員A	14,040
25	土木一般世話役	22,950	51	交通誘導警備員B	12,510
26	高級船員	27,450			

※ ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり10,920円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,050円
---------	---------------

※ ただし、新宿区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

令和3年度における労働報酬下限額の基準の算出について（労働者向けアンケート問4）

1. 工事の請負契約については「東京都における公共工事設計労務単価」（下表のとおり）に、原則9割を乗じて得た額を労働報酬下限額として定めています。

	職 種	単 価		職 種	単 価
01	特殊作業員	24,700	27	普通船員	30,500
02	普通作業員	21,600	28	潜水士	24,100
03	軽作業員	15,600	29	潜水連絡員	41,400
04	造園工	21,600	30	潜水送気員	29,200
05	法面工	27,100	31	山林砂防工	28,500
06	とび工	27,900	32	軌道工	26,900
07	石工	27,300	33	型わく工	46,700
08	ブロック工	25,300	34	大工	26,300
09	電工	25,700	35	左官	25,600
10	鉄筋工	27,600	36	配管工	27,700
11	鉄骨工	25,700	37	はつり工	23,500
12	塗装工	29,200	38	防水工	25,100
13	溶接工	31,300	39	板金工	29,900
14	運転手（特殊）	24,600	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	20,300	41	サッシ工	28,000
16	潜かん工	30,400	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	35,800	43	内装工	28,600
18	さく岩工	30,900	44	ガラス工	28,000
19	トンネル特殊工	29,400	45	建具工	—
20	トンネル作業員	24,800	46	ダクト工	28,000
21	トンネル世話役	33,600	47	保温工	22,900
22	橋りょう特殊工	30,400	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	31,200	49	設備機械工	23,000
24	橋りょう世話役	35,600	50	交通誘導員A	15,600
25	土木一般世話役	25,500	51	交通誘導員B	13,900
26	高級船員	30,500			

2. 業務の委託契約及び指定管理協定については、新宿区職員の給与に関する条例の行政職給料表（二）が適用される職員の初任給額（勤務1時間あたりの単価）を参考に労働報酬下限額を定めています。

$$\text{勤務1時間あたりの単価} = \text{給料年額 (A)} \div \text{年間労働時間 (B)}$$

$$(A) = \{ \text{給料月額}^{*1} (142,500) + \text{地域手当}^{*2} (28,500) \} \times 12 \text{ か月}$$

$$(B) = 7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 7.75 \text{ 時間} \times \text{祝日及び年末年始の休日の日数 (19日)}^{*3}$$

令和2年度の東京都最低賃金（1時間あたり）＝1,013円

※1＝行政職給料表（二）1級19号給
 ※2＝給料月額の20%
 ※3＝年度により異なる。19日は令和3年度の日数